

# CRISPR特許紛争の転換点：書面なき優先権承継と「黙示の合意」 — 知財高裁令和8年判決の解説 —

紛争の核心：優先権の有効性が分かつ「特許の生死」



パリ条約4条A(1)に基づく「承継人」の要件



優先権を主張するには、基礎出願の出願人本人か、その正当な権利承継人でなければならない。



12件の基礎出願と「不一致」の発生  
第1・第2基礎出願にはD博士（ロックフェラー大）が含まれていたが、本件PCT出願の出願人はブロード障堂のみであった。



優先権が否定された場合の致命的リスク  
優先権が認められない場合、2013年1月の著名な論文（甲1、甲2）が引拠となり、新規性・進歩性が欠如し特許が無効となる。

この時点で合意が必要



2012年12月12日  
第1基礎出願  
(D博士発明者)



2013年1月30日  
第3基礎出願  
(論文公開)



2018年1月  
仲裁による  
紛争終結  
当初の発明者認定  
を追認

知財高裁による「黙示の合意」の認定ロジック



ステップ1：米国契約法に基づく成立要件の検証  
相互合意の表明 (Mutual Assent) と 対価 (Consideration) の有無を、書面の有無にかかわらず変奏的に判断。

黙示の合意



間接事実：協調的な共同出願協力  
ロックフェラー大が共同出願人として参加したこと自体が、優先権生簞の裨組みへの参加意思とみなされた。



間接事実：外部弁護士への委任と発明者調査  
ロックフェラー大がPCT出願と同日に委任状を提出し、発明者調査の結果（D博士の除外）に異論を嗜えず協力した事実を重視。



「約因」の認定：潜在的利益の享受  
関連出願で権利者となる機会を得たことを、優先権譲渡の有効な対価（約因）として認めた。

比較法的視点：日本（知財高裁）vs 欧州（EPO）



日本：総合的な事実認定アプローチ



立証責任は依然として特許権者側にあり、隣接事実を積み上げて「合意」を証明する必要がある。

結論の共通性とプロセスへの相違：日欧ともに形式主義（書面重視）から緩和の方向にあるが、立証のハードルや構造には違いが残る。



EPO (G 1/22)：反証可能な推定



形式要件に従って優先権主張をすれば、出願人に権限があると推定される（立証責任が相手方に転換）。

実務への教訓：強固な権利連鎖（Chain of Title）のために



共同研究開始時の契約（JRA）  
優先権の帰属・譲渡・代表出願人を契約書に明記し、将来の紛争を未然に防ぐ。



出願プロセスの証拠保全  
発明者調査の結果や出願人決定への回覧を、メールや議事録として保存しておくことが「黙示の合意」の立証に繋がる。